

香芝市地域公共交通活性化協議会規約案

香芝市地域公共交通活性化協議会

目 次

議第 2-1 号	香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正することについて----- 1 頁
議第 2-2 号	香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正することについて----- 1 3 頁
議第 2-3 号	香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を改正することについて----- 1 9 頁
議第 2-4 号	香芝市地域公共交通活性化協議会幹事会規程を制定することについて----- 2 5 頁
議第 2-5 号	香芝市地域公共交通活性化協議会分科会規程を制定することについて----- 2 7 頁
議第 2-6 号	香芝市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程を制定することについて----- 3 1 頁

(ご参考) 香芝市地域公共交通活性化協議会委員構成表

議第 2-1 号

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のとおり改正する。

平成 30 年 11 月 26 日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

香芝市地域公共交通活性化協議会規約（平成22年10月21日施行）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的及び設置)」に改め、同条中「地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する」を「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、地域の实情に即した輸送サービスを実現するために設置する」に改め、同条後段を削る。

第3条を次のように改める。

（業務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 網形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

第4条第1項中「別表に掲げる委員」を「法第6条第2項各号並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者のうちから委員25人以内」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第9条第1項中「召集」を「招集」に、「議長」を「指名する者が議長」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると議長が認めるときは、協議会に諮って非公開とすることができる。

第17条中「要綱」を「規約」に改め、同条を第20条とする。

第16条（見出しを含む。）中「要綱」を「規約」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「精算」を「清算」に改め、同条を第18条とする。

第14条の見出し中「報酬」の次に「及び費用弁償」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、会長が別に定めるところにより、報酬の支給を必要と認める委員にあつては、この限りでない。

第14条に次の1項を加え、同条を第17条とする。

2 協議会（幹事会及び分科会を含む。）の会議等に出席するために要する費用の弁償は、会長が別に定めるところによる。

第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

（幹事会）

第12条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(分科会)

第13条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(目的及び設置)</u></p> <p>第1条 香芝市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、地域の実情に即した輸送サービスを実現するために設置する。</u></p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第3条 <u>協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>網形成計画の達成状況の評価に関すること。</u></p> <p>(4) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p><u>(組織)</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 香芝市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する</u></p> <p>_____。</p> <p>_____。なお、この協議会は道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。</p> <p><u>(協議事項等)</u></p> <p>第3条 <u>協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</u></p> <p>(1) <u>連携計画の策定及び変更の協議に関すること</u></p> <p>(2) <u>連携計画の実施に係る連絡調整に関すること</u></p> <p>(3) <u>連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと</u></p> <p><u>(組織)</u></p>

改正案	現行
<p>第4条 協議会は、<u>法第6条第2項各号並びに道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者のうちから委員25人以内をもって組織する。</u></p> <p>2 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>(3) 監事 2人</p> <p>3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。</p> <p>(会議の運営等)</p> <p>第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が<u>招集し、会長が指名する者が、議長</u>となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 協議会の決議の方法は、出席議員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 会議は原則として公開とする。<u>ただし、会議を公開することに</u></p>	<p>第4条 協議会は、<u>別表に掲げる委員</u> _____をもって組織する。</p> <p>2 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>(3) 監事 2人</p> <p>3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。</p> <p>4 <u>協議会に提案する事項について、必要に応じて作業部会を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(会議の運営等)</p> <p>第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が<u>召集し、会長が_____、議長</u>となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 協議会の決議の方法は、出席議員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 会議は原則として公開とする。</p>

改正案	現行
<p><u>より公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると議長が認めるときは、協議会に諮って非公開とすることができる。</u></p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p><u>第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p><u>(協議結果の尊重義務)</u></p> <p><u>第11条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>(幹事会)</u></p> <p><u>第12条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p><u>(分科会)</u></p> <p><u>第13条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p><u>(事務局)</u></p> <p><u>第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</u></p>	<p>6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>(協議結果の尊重義務)</u></p> <p><u>第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>(事務局)</u></p> <p><u>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>2 事務局は、香芝市市民環境部生活安全課に置く。</p> <p>3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p><u>第15条</u> 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p><u>第16条</u> 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第17条</u> 委員の報酬は、これを支給しない。<u>ただし、会長が別に定めるところにより、報酬の支給を必要と認める委員にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 協議会(幹事会及び分科会を含む。)の会議等に出席するために要する費用の弁償は、会長が別に定めるところによる。</u></p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p><u>第18条</u> 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを<u>清算</u>する。</p> <p>(規約の変更)</p> <p><u>第19条</u> この<u>規約</u>を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>2 事務局は、香芝市市民環境部生活安全課に置く。</p> <p>3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p><u>第12条</u> 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p><u>第13条</u> 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(報酬_____)</p> <p><u>第14条</u> 委員の報酬は、これを支給しない。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p><u>第15条</u> 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを<u>精算</u>する。</p> <p>(要綱の変更)</p> <p><u>第16条</u> この<u>要綱</u>を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この<u>規約</u>に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、会長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> この<u>要綱</u>に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、会長が別に定める。</p>

香芝市地域公共交通活性化協議会規約

(目的及び設置)

第1条 香芝市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、地域の実情に即した輸送サービスを実現するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、奈良県香芝市本町1397番地香芝市役所庁舎内に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 網形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、法第6条第2項各号並びに道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者のうちから委員25人以内をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、委員の互選とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事及び監査)

第8条 監事は、委員の中から会長が指名する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が指名する者が、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、出席議員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると議長が認めるときは、協議会に諮って非公開とすることができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(書面審議)

第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第13条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、香芝市市民環境部生活安全課に置く。
- 3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員の報酬は、これを支給しない。ただし、会長が別に定めると

ころにより、報酬の支給を必要と認める委員にあつては、この限りでない。
2 協議会（幹事会及び分科会を含む。）の会議等に出席するために要する費用の弁償は、会長が別に定めるところによる。

（協議会が解散した場合の措置）

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

（規約の変更）

第19条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

（委任）

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議第 2-2 号

香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を次のとおり改正する。

平成 30 年 11 月 26 日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正する規程
香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程（平成22年10月21日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第14条」に改める。

第2条中「協議会」の次に「(幹事会及び分科会を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 協議会<u>（幹事会及び分科会を含む。以下この条において同じ。）</u>の会議に関する事項</p> <p>(2) 協議会の資料作成に関する事項</p> <p>(3) 協議会の庶務に関する事項</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）<u>第11条</u>の規定に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 協議会_____の会議に関する事項</p> <p>(2) 協議会の資料作成に関する事項</p> <p>(3) 協議会の庶務に関する事項</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項</p>

香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会（幹事会及び分科会を含む。以下この条において同じ。）の会議に関する事項

(2) 協議会の資料作成に関する事項

(3) 協議会の庶務に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局の事務局長及び事務局員は、次の者をもって充てる。

(1) 事務局長 香芝市市民環境部生活安全課長

(2) 事務局員 香芝市市民環境部生活安全課の職員

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、香芝市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、香芝市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
香芝市地域公共交通活性化協議会会長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 香芝市地域 公共交通活 活性化協議会 会長之印 </div>	てん書	方24ミリメートル	会長名をもつて発する文書	1	事務局長

議第 2-3 号

香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を改正することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を次のとおり改正する。

平成 30 年 11 月 26 日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を改正する規程
香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程（平成22年10月21日施行）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条の規程」を「第16条の規定」に改める。

第3条第1項中「諮り承認を受ける」を「諮る」に改め、同条第2項中「前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を」を「前条第4項の規定は、前項の場合について」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）<u>第16条の規定</u>に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(予算の補正)</p> <p>第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に<u>諮る</u> _____ ものとする。</p> <p>2 前条第4項の規定は、前項の場合について _____ 準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）<u>第13条の規程</u>に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(予算の補正)</p> <p>第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に<u>諮り承認</u>を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、<u>前条第4項の規定</u>を準用する。</p>

香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、香芝市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに香芝市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(歳出予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、香芝市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、香芝市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅延なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、協議会規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに香芝市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

議第 2-4 号

香芝市地域公共交通活性化協議会幹事会規程を制定することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会幹事会規程を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 26 日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、香芝市地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、香芝市の地域公共交通に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会を構成する幹事（以下「幹事」という。）は協議会委員の中から会長が指名する。

(幹事長)

第4条 幹事会に幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会を掌握する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長となる。

2 幹事会の会議は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 幹事会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議等結果の取扱い)

第7条 幹事会において協議又は調整を行った結果については、協議会へ報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

議第 2-5 号

香芝市地域公共交通活性化協議会分科会規程を制定することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会分科会規程を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 26 日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は協議会の会長が指名する。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

(関係者の出席等)

第6条 分科会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議等結果の取扱い)

第7条 分科会において協議又は調整を行った結果については、協議会へ報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
生活交通確保・バリアフリー検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地の交通手段の確保 ・市民の均等な移動機会の確保 ・車両や駅周辺等のバリアフリー化の検討等
公共交通利用促進・地域活性化検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・車から公共交通への移動手段転換の促進 ・公共交通利用補助制度の検討 ・公共交通利用促進PR手法の検討 ・公共交通利用による地域住民の交流促進等
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公共交通資源の有効活用 ・公共交通の利便性の向上 ・効果的な運行路線の再編検討等
福祉輸送サービス検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援による健康増進 ・障がい者、要介護者、高齢者向けの輸送サービスとの連携 ・福祉関係のNPO等との連携

議第2-6号

香芝市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程を制定することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、香芝市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、香芝市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 規約第17条第1項ただし書に規定する報酬の支給を必要と認める委員は、学識経験者である委員とする。

2 前項の委員に支給する報酬の額は、日額9,000円とする。

(費用弁償)

第3条 規約第17条第2項に規定する費用の弁償は、前条第1項に定める委員について行うものとする。

2 前項の規定による費用弁償の額は、香芝市の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年香芝市条例第37号）に規定
する旅費に相当する額とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(ご参考)

区分		委員
法第6条第2項第1号の委員	地方公共団体	香芝市
法第6条第2項第2号の委員	公共交通事業者等	公益社団法人奈良県バス協会
		奈良交通株式会社
		一般社団法人奈良県タクシー協会
		株式会社協和交通
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会
		近畿日本鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社	
道路管理者	国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所	
	奈良県高田土木事務所	
	香芝市都市創造部	
法第6条第2項第3号の委員	公安委員会	奈良県香芝警察署
	地域公共交通の利用者	香芝市議会議員
		香芝市自治連合会
		香芝市老人クラブ連合会
		香芝市民生・児童委員連合会
	学識経験者	大学教授等
	香芝市が必要と認める者	国土交通省近畿運輸局 奈良運輸支局
奈良県県土マネジメント部地域交通課		
香芝市総務部		
香芝市福祉健康部		